

令和6年度旭川市農業委員会1回総会議事録

- 1 開催日 令和6年4月25日(木曜日)
- 2 開催時間 午後3時30分開会 午後4時15分開会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C
- 4 出席委員 26名

1番・橋本 幸博	2番・北原 浩美	3番・松原 朗	4番・吉田 豪人
5番・市田 敏行	6番・佐藤 絢也	7番・佐藤 慎二	8番・川上 和幸
9番・小出 範之	10番・中島 張	11番・湯浅 光二	12番・楠 栄
13番・請川 幹恭	14番・石尾 卓也	15番・只石 博幸	16番・柿木 和恵
17番・廣田 健太郎	18番・廣瀬 康行	19番・小竹 一茂	20番・山中 泰典
21番・千代 圭	22番・佐藤 博則	23番・鈴木 剛	25番・前田 靖雄
26番・山田 孝	27番・滝川 岳雪		
- 5 欠席委員 24番・高橋 一政
※事前に遅参の連絡があったが、開会時間中に間に合わなかった。
- 6 事務局職員 太田事務局長 有馬事務局次長 栗山副主幹
西村副主幹 島田主査 渡辺主査
稲場主査
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 22番・佐藤 博則 23番・鈴木 剛
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (3) 議案第3号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による承認の取消について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について(審議)
 - (5) 議案第5号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
 - (6) 議案第6号 旭川市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
 - (7) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (8) 報告第2号 農地所有適格法人の報告について
 - (9) 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
 - (10) 報告第4号 現地目証明願について(専決)
 - (11) 報告第5号 農業者老齢年金裁定請求について
 - (12) 報告第6号 令和5年度旭川市農業委員会活動報告について
 - (13) 報告第7号 令和6年度旭川市農業委員会予算について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただ今から、令和6年度旭川市農業委員会第1回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は26名でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（有馬次長） 事務局。
24番高橋委員から、遅れる旨の連絡を受けております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号22番佐藤博則委員、23番鈴木委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページないし3ページでございます。
御審議いただきますのは所有権移転の5件で、地区の内訳は、永山地区2件、江神地区1件、東旭川地区2件となっております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限に該当する案件がございますので、先に審議いたします。
番号5番につきましては、佐藤絢也委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。
- 委員（佐藤 絢也） （佐藤絢也委員 退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。

議案書の3ページ、番号5番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。

議案補足資料5ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号5番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号5番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○委員（佐藤 絢也） （佐藤絢也委員 着席）

○議長（山田 孝） 佐藤絢也委員が関係する案件について、決定いたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
議事参与の制限以外の案件について御説明いたします。
番号1番及び2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ贈与し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
番号3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
番号4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
いずれも、議案補足資料1ページないし4ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。

○委員（千代 圭） 21番・千代です。
番号1番及び2番について補足説明します。
番号1番の農地は、以前から、譲受人が賃貸借契約を結んで耕作しており、川の近くで生産条件が悪いため、無償で譲渡することになったものです。
また、番号2番の農地は、今回の許可申請に当たり調査したところ、同地も圃場の一部に入っていることが判明したため、番号1番と併せて譲渡人に無償

譲渡することになったものです。

以上です。

○議 長（山田 孝） それでは、番号1番ないし4番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは5ページないし73ページでございます。

所有権移転の1件は、東旭川地区、利用権設定の159件は、東鷹栖地区14件、永山地区15件、江神地区13件、西神楽地区29件、東旭川地区88件、合計160件となっております。

面積は、所有権移転が1.6ha、利用権設定が354.7ha、
合計356.3haでございます。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

利用権設定の番号14番につきましては、中島委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。

○委 員（中島 張） （中島委員 退席）

○議 長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
議案書の14ページ、利用権設定の番号14番は借主変更を理由とした新規案件でございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号14番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号14番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（中島 張） （中島委員 着席）

○議長（山田 孝） 中島委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号28番につきましては、佐藤慎二委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委員（佐藤 慎二） （佐藤慎二委員 退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
議案書の19ページ、利用権設定の番号28番は、期間満了による再設定で
ございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号28番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号28番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（佐藤 慎二） （佐藤慎二委員 着席）

○議長（山田 孝） 佐藤慎二委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号35番につきましては、廣瀬委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委員（廣瀬 康行） （廣瀬委員 退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

- 事務局（西村副主幹） 事務局。
議案書の２１ページ，利用権設定の番号３５番は，稼働力不足を理由とした新規案件でございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは，利用権設定の番号３５番について審議願います。
御意見，御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは，利用権設定の番号３５番について異議なしと認め，計画を決定いたします。
- 委員（廣瀬 康行） （廣瀬委員 着席）
- 議長（山田 孝） 廣瀬委員が関係する案件について，決定をいたしました。
続きまして，利用権設定の番号４５番及び４６番につきましては，只石委員に関係がありますので，一時退席をお願いいたします。
- 委員（只石 博幸） （只石委員 退席）
- 議長（山田 孝） それでは，事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
議案書の２６ページ，利用権設定の番号４５番及び４６番は，期間満了による再設定でございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは，利用権設定の番号４５番及び４６番について審議願います。
御意見，御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは，利用権設定の番号４５番及び４６番について異議なしと認め，計画を決定いたします。
- 委員（只石 博幸） （只石委員 着席）
- 議長（山田 孝） 只石委員が関係する案件について，決定をいたしました。
続きまして，利用権設定の番号８５番につきましては，石尾委員に関係がありますので，一時退席をお願いいたします。

○委員（石尾 卓也） （石尾委員 退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
議案の４１ページ、利用権設定の番号８５番は、期間満了による再設定でございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号８５番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号８５番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（石尾 卓也） （石尾委員 着席）

○議長（山田 孝） 石尾委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号１３４番につきましては、小竹委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委員（小竹 一茂） （小竹委員 退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
議案の６２ページ、利用権設定の番号１３４番は、期間満了による再設定でございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号１３４番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号１３４番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員（小竹 一茂） （小竹委員 着席）

○議 長（山田 孝） 小竹委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号１４０番及び１４１番につきましては、廣田委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委 員（廣田 健太郎） （廣田委員 退席）

○議 長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
議案の６４ページ及び６５ページ、利用権設定の番号１４０番及び１４１番は、期間満了による再設定でございます。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号１４０番及び１４１番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号１４０番及び１４１番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員（廣田 健太郎） （廣田委員 着席）

○議 長（山田 孝） 廣田委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
所有権移転の１件は農地移動適正化あっせん事業による売買、利用権設定の内、議事参与制限の９件を除いた１５０件は、期間満了による再設定が９２件、解約再設定が４件、借主変更が３７件、稼働力不足等を理由とした新規案件が１７件となっております。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の賃貸借、番号１番ないし１３番、１５番ないし２７番、２９番ないし３４番、３６番ないし４４番、４７番ないし８４番、８６番ないし１３３番、１３５番ないし１３９番、１４２番ないし１５４番、使用貸借、番号１５５番ないし１５９番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議 長 (山田 孝) 続きまして、日程第3議案第3号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による承認の取消について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局 (西村副主幹) 事務局。

日程第3議案第3号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による承認の取消について」を御説明いたします。該当ページは、議案書が75ページ、議案補足資料が6ページでございます。

申請者から、令和6年3月31日をもって市民農園を閉園したことに伴い、令和6年4月2日付けで特定農地貸付承認取消申請書を受理しました。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第3項には、「農業委員会は、法第3条第3項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。」と定められており、市民農園の閉園により貸付が行われていないと認められるため、承認の取消について御審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議 長 (山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、承認を取り消すことに決定いたします。

○議 長 (山田 孝) 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について (審議)」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局 (西村副主幹) 事務局。

日程第4議案第4号「現地目証明願について (審議)」を御説明いたします。

議案の該当ページは77ページ及び78ページでございます。

東鷹栖地区で1件、江神地区で1件、東旭川地区で1件、合計で3件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出の

とおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。

○委員（吉田 豪人） 4番吉田 です。
番号1番について補足説明します。
1番の土地につきましては、従前から雑種地化しておりますことから、農採地以外と判断いたしました。
以上です。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおりとし、証明することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第5議案第5号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を御説明いたします。該当ページは、議案書が79ページ、議案補足資料が7ページないし17ページでございます。
本件は前年度の農業委員会活動の実施状況を公表するために作成するものであり、農業委員会法で定められたものであります。
内容は令和5年3月の総会で了承された、旭川市農業委員会としての令和5年度の目標と活動計画に対する点検と評価を行うものです。
補足資料7ページ、資料5-1は、最適化活動の成果とされる農地の集積等の目標とその実績、農業委員の活動状況を示す活動日数等の目標とその実績、そして以上二つの実績に対する評価結果を示しております。
資料の一番下の表が評価結果になりますが、補足資料16ページ、資料5-4の農水省から示された配点表に照らして採点し、当農業委員会全体では、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」という結果となっております。
また、農業委員各個人ごとの評価につきましては、四つの評語ごとに御覧のような結果となっております。
補足資料8ページ、資料5-2は、資料5-1の活動実績を詳細に示したも

のになりました、記載様式及び項目といたしましては、先月の総会で決定した今年度の活動目標と同様のものになっております。

令和5年度当初の状況と目標を記載しておりまして、実績値につきましては、前月の目標設定の際に説明した令和5年度実績を記載しております。

補足資料15ページ、資料5-3は、総会・部会の開催実績、許可や転用に関する事務等の実績を示しておりまして、許可や転用の件数等につきましては、おおむね例年どおりで大きな増減はございません。

他に、委員の皆さま個人ごとの活動の成果とその評価を議案と共にお送りしていますので御確認願います。

なお、個人評価表の下段に成果目標の達成状況という表があり、集積面積、遊休農地面積、新規参入面積の評価項目がありますが、それぞれの目標面積につきましては、市内全体の値を地区ごとの耕地面積、委員数、在任月数で按分し、実績と致しましては、地区ごとに実績面積を集計し、委員数と在任月数で按分致しました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第6議案第6号「旭川市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 事務局。

日程第6議案第6号「旭川市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を御説明いたします。

該当ページは、議案書が81ページ、議案補足資料が18ページでございます。

本件は令和元年に全国で発生した農業委員の不祥事を受けて、全国農業委員会会長代表者集会において決議された、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせに関するものです。

北海道農業会議からは毎年度、各農業委員会で決議を行い、審議内容を議事録に残して公表するように求められていることから、今月の総会で決議したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第6号について「異議なし」と認め、決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは83ページないし88ページでございます。
本件につきましては、報告対象期間中に10件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。
なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区3件、永山地区1件、江神地区1件、西神楽地区3件、東旭川地区2件となっております。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。
日程第8報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは89ページ及び90ページ、補足資料の該当ページは19ページないし42ページでございます。
本件につきましては、報告対象の期間中に24件の法人から報告書の提出がありました。
これらの法人につきましては、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」とおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第9報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（島田主査） 事務局。
日程第9報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは91ページないし106ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で3件、永山地区で5件、江神地区で2件、西神楽地区で4件、東旭川地区で23件、合計で37件ございました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第10報告第4号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第10報告第4号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは107ページでございます。
本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が4件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農地・採草放牧地以外でありました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第11報告第5号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。
日程第11報告第5号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。議案書の該当ページは109ページでございます。
本件につきましては、報告対象の期間中に、旧制度の老齢年金請求が2件、新制度の老齢年金裁定請求が4件、合わせて6件の裁定請求がありました。
請求内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第4号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第12報告第6号「令和5年度旭川市農業委員会活動報告について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第12報告第6号「令和5年度旭川市農業委員会活動報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは111ページ、議案補足資料は43ページないし45ページでございます。
本件は昨年度策定した活動計画の報告であります。
ほぼ計画に沿った活動を行うことが出来、あつせんや利用権設定等促進事業、農地法に基づく転用や売買等の処理件数等につきましては例年どおりで大きな増減はございません。

また、農業者年金対策の推進につきましては、お忙しい中、訪問活動を行っていただいた委員の皆様のご尽力により、新規加入者数が前年度の2人を大きく上回る8人となっております。

その他活動項目につきましては、実績に伴う数値等を記載しておりますので、御確認ください。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第6号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第13報告第7号「令和6年度旭川市農業委員会予算について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 事務局。

日程第13報告第7号「令和6年度旭川市農業委員会予算について」を御説明いたします。該当ページは議案では113ページ、議案補足資料では46ページでございます。

前年度と比較して、歳入は1,070,000円減の22,961,000円、歳出は290,000円減の38,495,000円となっております。歳入と歳出の差額15,534,000円は市費で賄うことになります。

主な増減について説明いたしますと、歳入につきましては、地域計画策定推進緊急対策事業が926,000円減となっておりますが、これは前年度に実施した目標地図素案作成に係る意向調査の郵送料等として支出しましたが、今年度は意向調査を実施いたしませんので、減となっております。

歳出の大きな増減につきましては、役務費が783,000円の減となっておりますが、これも歳入の減と同様の理由で、意向調査を実施いたしませんので、調査のための郵送料等の役務費からの支出が無くなることによる減となります。

以上、歳入歳出の各項目で増減はございますが、従来どおりの農業委員会活動が行うことができる予算は確保されております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第7号を終わります。

以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度旭川市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 佐藤 博則

署名委員 鈴木 剛